



環廃産発第121212331号  
平成24年12月12日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課長



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部改正に係る留意事項について（通知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第298号）の施行については、平成24年12月12日付け環廃産発第121212330号により大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から通知されたところであるが、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

今般の処分の期間の延長により、一部の保管事業者においては、当該事業者におけるP C B 廃棄物の処理の時期を遅らせるなどの動きが見られるとの情報がある。しかしながら、拠点的広域処理施設（日本環境安全事業株式会社の処理施設）における処理は、各事業所ごとに適切なスケジュールを設定し、できるだけ早く処理を終わらせるよう取り組むこととしており、一部の処理に時間を要する機器を除き、可能な限り当初規定された処分の期間内に処理を行う必要がある。

このため、拠点的広域処理施設における処理対象の高圧トランス等や汚染物等については、各事業エリアごとに開催されている広域協議会における搬入計画等を踏まえ、計画的に処分を行うよう保管事業者に対し指導することをお願いする。

特に、拠点的広域処理施設のある地元地域から、各都道府県市内に保管されているP C B 廃棄物について、早期に処理施設に搬入することが強く要請されていること等について最大限配慮し、保管事業者に対し立入検査を行うことや文書による通知を行うこと、未だ都道府県知事又は政令市長に対してP C B 廃棄物の保管等の届出をしていない事業

者の掘り起こしを行うことなどにより適正かつ計画的な処理を確保するための指導徹底をお願いする。